

## 国立大学法人小樽商科大学特任教員規程

(平成22年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）における特任教員の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 特任教員とは、本学を定年退職し、国立大学法人小樽商科大学教員就業規則第17条第1項の規定により再雇用された者をいう。

(特任教員の職)

第3条 特任教員の職は、その業績、職務内容に応じ、次に掲げるとおりとし、定年退職時に就いていた職に対応する職に再雇用するものとする。

- (1) 特任教授
- (2) 特任准教授
- (3) 特任講師
- (4) 特任助教
- (5) 特任助手

(職務)

第4条 特任教員は、次の各号に定める職務に従事するものとする。

- (1) 教育及び研究
- (2) 保健管理センター所長としての職務
- (3) その他学長が必要であると認める職務

2 特任教員は、本学の意思決定に関わることができない。ただし、保健管理センター所長又は学長が必要であると認める職に選出された場合は、その職をもって本学の意思決定に関わるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特任教授、特任准教授及び特任講師は、職務に関連のある学部教授会、学部・大学院合同教授会及び専攻会議等に陪席することができるものとする。

(施設等の使用)

第5条 特任教員には、教育研究等に必要な施設及び設備を使用させることができる。

(研究費)

第6条 特任教員には、本学教員と同等の研究費を配分する。

(規則等の遵守)

第7条 特任教員は、本学の規則等を遵守しなければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、特任教員に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人小樽商科大学特任教授規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成29年3月22日から施行し、平成28年4月1日から適用する。